

陳 情 文 書 表

受理番号	陳 情 第 1 0 号
件 名	健全に運営されている自主共済を保険業法の適用除外にすることを求める意見書の提出について
要 旨	<p>2006年4月1日に施行された保険業法によって、障がい者団体やPTA連合会などを初め、各団体が、構成員のために自主的に、健全に運営されてきた共済制度が保険業とみなされ、さまざまな規制を受けることになり、存続の危機に追い込まれています。</p> <p>保険業法の「改正」の趣旨は、当初、いわゆるオレンジ共済事件など「共済」を名乗って不特定多数を相手に保険商品を詐欺まがいのやり方で販売していた「保険業者」を規制することが目的でした。</p> <p>新保険業法について議論された金融審議会でも「構成員が真に限定されているものについては、特定の者を相手方とする共済として、従来どおり、その運営を専ら構成員の自治に委ねることで足り、規制の対象外とすべきと考えられる」(平成16年12月14日金融分科会第二部会報告)とされていました。</p> <p>ところが、法律の策定と政・省令の作成の段階で規制対象が拡大され、いわゆる「マルチ商法」を規制するという当初の趣旨から逸脱し、自主共済に保険会社に準じた規制を押しつける内容にすりかえられたものです。その結果、構成員の生活を守るため、非営利で手弁当で障がい者を対象に運営されてきた知的障がい者団体の互助会や遭難救助の多額の費用を助け合い賄うための登山愛好団体の共済、一般の保険会社が取り扱わない年会費100円、200円のPTAの互助会など、自主的に健全に運営されていた自主共済が保険会社に準じた規制を受けることとされてしまいました。</p> <p>この背景には日本での市場拡大を進める外資系保険会社の要請があったことも伝えられています。</p> <p>そもそも、共済は、利潤、利益を上げる目的の保険業とは全く異なるもので、「仲間同士が助け合う」という活動です。もうけを追求する保険会社にしなければ「仲間同士の助け合い」は認めないなどということはあってはならないことではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	平成20年 2月20日 総務常任委員会
受 理	平成20年 2月14日 第1894号

このまま、これまで健全に運営されている自主共済にまで新保険業法による規制と干渉が行われるなら、廃止に追い込まれ、多くの団体と加入者に多大な不安と損失を与えることになり、6,000万人を超えともいわれる共済加入者の権利が侵害されることになりかねません。

新保険業法で「経過措置」がとられている期限は、今年の3月末です。こうした現状を踏まえ、平成20年3月末までの経過措置を延長し、共済の実態を踏まえた保険業法の見直しの検討が必要です。

つきましては、貴議会において、下記の事項を内容とする意見書を国の関係機関に提出して下さるよう要望いたします。

記

- 1 団体が目的の一つとして構成員の「仲間同士の助け合い」のために、自主的に非営利で健全に運営されている自主共済を保険業法の適用除外にすること。
- 1 「特定保険業者に関する経過措置」の期間等を数年間延長することで、現在、廃止を検討している「自主共済」も引き続き継続できる措置をとること。